

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市営住宅を緊急やむを得ない理由により目的外で使用させる場合の使用料の額を那覇市営住宅の家賃の例によることとし、併せて短期間の使用についてはこれを減免することができるようにするため、この案を提出する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(減免) 第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減免することができる。 (1)～(2) [略] (3) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。 (4)～(5) [略]	<u>(那覇市営住宅を緊急やむを得ない理由により使用させる場合の使用料)</u> <u>第3条の3 第3条の規定にかかわらず、那覇市営住宅を緊急やむを得ない理由により使用させる場合の使用料は、月額とし、その額は、那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)第14条、第17条第3項(同条例第44条において準用する場合を含む。)及び第45条の規定による家賃の例による。</u> (減免) 第4条 [略] (1)～(2) [略] (3) 地震、火災、水害等の災害<u>その他の緊急やむを得ない理由により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき。</u> (4)～(5) [略]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。